

○リニア中央新幹線建設促進期成同盟会 決議（抜粋）（2022年6月3日）

・東京・名古屋間については、工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、静岡工区については、国及び東海旅客鉄道株式会社が、水資源・自然環境への影響の回避・軽減とリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議の議論を積極的に進めるとともに、地元自治体の理解を得ながら早期着手を図ること。

○経済財政運営と改革の基本方針2022（抜粋）（2022年6月7日）（閣議決定）

・リニア中央新幹線について、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を進めることにより品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、全線開業の前倒しを図るため、建設主体が2023年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行う。

○自由民主党／政務調査会 総合政策集2022 J-ファイル（抜粋） （2022年6月16日）（参院選）

226 超電導リニアの整備

超電導リニア（超伝導磁気浮上式鉄道）については、品川－名古屋間の早期開業と、その建設工事に伴う水資源と自然環境への影響の回避・軽減の両立を図っていきます。

(写)

別添2

令和5年1月31日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング
計画について

本県はこれまでも専門部会等において「高速長尺先進ボーリング(以下、「ボーリング」という。)によって、県境付近で静岡県の水が流出する可能性」「県境に破碎帯が連続している可能性」への懸念について、繰り返し説明してきたところです。本県の水資源に影響のある範囲を科学的に定めることにより、影響がないと考えられる範囲を明らかにすることが重要である、と本県は考えています。影響があるかないか判明しないまま、ボーリングを開始することは、問題だと考えています。

令和5年1月25日に開催した、第11回静岡県地質構造・水資源専門部会において、貴社から、山梨県内から県境付近に向けて実施するボーリングについて、「山梨県内のボーリングは準備、施工、調査は進めていきたいと思っています。止めないという意味です。県境に近い区間(県境より100mを目安)では、地質の変化や湧水量の変化に注意しながら、慎重に削孔する。山梨県側へ流出する湧水と同量の水を静岡県側に戻す方法が実施可能となった場合には、県境を越えてボーリング調査を進める」との説明がありました。

一方、本県からは「静岡県内の水に影響がないことを確認する仕組みを作り、合意した後に削孔に着手していただきたい」と意見しましたが、会議における貴社の回答は「報告の仕方を早急に決めさせていただいて、その上で進める」というものでした。

これまで、貴社は県境付近の断層帯について、「さらに山梨側へ破碎質な地質が連続している可能性は否定できない」と説明しています。仮に、その断層帯が山梨県にまで及んでいた場合、貴社のボーリング計画のままでは、ボーリングが断層帯に近接して水圧差で静岡県側から山梨県側へ地下水が流出する、またはボーリングが断層帯に到達してしまい、静岡県の地下水が山梨県側に大量に流出してしまうといったことを懸念しています。

貴社は、これまで、ボーリングについて「強引に進めるつもりはない」「これからしっかりと対話をさせていただきたい」などと説明しています。これを踏まえた上で、下記について、対応するよう要請いたします。

記

- 1 貴社の説明では、慎重な削孔を開始する地点として県境より 100m を目安としていますが、その根拠が示されていません。本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき設定し、示すこと。

その区間設定が妥当であると、本県において確認できれば、その区間を削孔することは、問題ないと考えます。

また、この区間において、貴社が報告するとしている、日々のボーリング先端位置及び代表的な地質の状況と孔口湧水量以外についても、貴社が調査で把握した情報（周辺地下水位や南アルプストンネル先進坑の湧水量を含む）を報告すること。

- 2 上記 1 で設定した区間の西端から県境までの区間については、その区間に達するまでに、リスク管理の観点と静岡県が山梨県側に流出してしまう懸念に関して、速やかに以下の項目について対話し、本県と合意すること。

- ・ボーリングの管理項目と管理値
- ・管理値を超えた場合の対応（静岡県側のモニタリングを含む）
- ・結果報告の項目、方法、頻度
- ・山梨県側への流出する水の全量の戻し方（流出量測定方法などの具体的な方策を含む）

第 9 回専門部会において、貴社は水圧差により水が山梨側に引っ張られる現象について、「あると思います」、また、高速長尺先進ボーリングが県境付近まで来たときに、断層帯に当たった際の対応について検討を求められたことについて、「検討しております」と説明しています。

また、第 11 回専門部会において、貴社は、山梨県内のボーリングについても「例えば断層が非常に乱れているとか、地質が非常に乱れているとか水がたくさん出ているような場合はですね、そこはあまり無理をせずに、一旦そこで止まると言うことも考えております。」と説明しています。

これらのことから、仮に上記 2 について合意できない場合は、削孔を止めること。

(写)

別添3

令和5年2月22日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング
に関する対話について

本県はこれまで静岡県地質構造・水資源専門部会（以下、「専門部会」という。）において「高速長尺先進ボーリング（以下、「ボーリング」という。）によって、県境付近で静岡県の地下水が流出する可能性」「県境に破砕帯が連続している可能性」への懸念について、繰り返し説明してきました。

令和5年1月31日には「山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング計画について」を発出し、「本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき設定し、示すこと」などを要請し、また「その区間設定が妥当であると、本県において確認できれば、その区間を削孔することは問題ない」と本県の考えを明確に伝えたところです。

さらにその後、この1月31日付け文書に基づき、貴社と本県の調整をしていた国土交通省を通じて、県境から山梨県側の断層及び脆い区間（以下、「山梨県内断層」という。）が静岡県内の県境付近の断層帯と繋がっていること（専門部会に貴社が提出した別図等参照）で、静岡県内の地下水が流出してしまう懸念やリスク管理の観点から、想定外の場合の緊急報告や、その際の対応を事前に明確にする必要性をお伝えしてきました。

しかし、貴社から受領した令和5年2月20日付「山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング計画について（ご回答）（以下、「貴社回答文書」という。）」は、本県の懸念や要請に対する回答として、十分であるとは到底言えるものではありません。

こうした状況の中で、2月21日からボーリングを開始することを一方的に通告することは、国土交通省が設置したリニア中央新幹線静岡工区有識者会議が「大井川水資源問題に関する中間報告」で、貴社に「静岡県や流域市町等の地域の方々との双方向のコミュニケーションを十分に行う

など、トンネル工事に伴う水資源利用に関しての地域の不安や懸念が払拭されるよう、真摯な対応を継続すべき」とした指導に沿うものではありません。極めて遺憾であります。

また、第11回専門部会資料2、28ページ「6) 調査状況の報告」において、「調査の着手時に報告を開始します」とされていますが、今回、着手時の報告など、当方から貴社に問い合わせたことにより、初めて事実が判明したところです。このことから、調査状況の報告が、貴社が説明資料により公式に約束したとおり実行されていないことは明らかであります。

これらのことから、貴社が「環境影響評価は、事業者が、事前に環境保全措置の検討を行い、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための手続き」であることを理解していないものと受け止めています。

貴社回答文書において「当該区間に近づくまでに対話を進めてまいります。」「その区間に到達するまでに、貴県のご意見も伺いながら対話を進め、必要な対応をしてまいります。」とあります。しかし、貴社の今回の対応状況に鑑み、さらに、ボーリングが高速であり、貴社が一方的に設定する県境まで250mあるいは県境まで100mの地点までに対話する時間の余裕が少ないことを踏まえると、本県としてはリスク管理の観点から、速やかに対話を尽くし、対応（想定外の事態への対処方針や対応方法を含む）を明確にしておく必要があると考えております。

については、山梨県側から県境付近に向けて実施している高速長尺先進ボーリングについて、現行の削孔計画を再考するとともに、下記の点についての対話を、速やかに開始するよう、要請します。

記

- 1 本県の地下水が流出するおそれが低いと考えられる区間を科学的根拠に基づき決定し、示すこと。
 - 貴社は、慎重な調査を実施する目安として設定する「県境から約100m」について、その理由として、地質縦断図の結果及び青函トンネルの事例を挙げていますが、下記の問題点があります。
 - ・ 地質縦断図の結果からの説明は、山梨県内の断層が静岡県内の県境付近の断層と繋がっていることへの懸念が考慮されていません。なお、地質縦断図はあくまで想定図であり、確定的に取り扱うべきではないと考えます。

- 山梨県内の断層帯をボーリングで通過することについて、南アルプストンネル山梨工区の広河原斜坑での湧水量実績をもって「静岡県内の地下水が大量に山梨県内に流出することは想定しがたい」と説明していますが、このことも、山梨県内の断層帯が静岡県内の県境付近の断層帯と繋がっていることへの懸念を考慮していないものと考えています。
 - 青函トンネルの事例については、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事や南アルプスの地質との類似性など、採用した理由の説明が不足しており、参考事例として適しているのかが判断できません。
- 2 周辺地下水位や南アルプストンネル先進坑の湧水量を含めて、貴社が調査で把握した情報を報告すること。特に、湧水量は常時観測して、関連する情報と合わせて定期的にグラフ等でわかりやすく適切に報告すること。
 - 3 国土交通省を通じてすでにお伝えしているとおり、想定外の場合の緊急報告とその際の対応について、事前に明確にすること。

山梨県内断層帯と静岡県内の県境付近の断層帯の連続性について
 県境付近の地質縦断図の比較

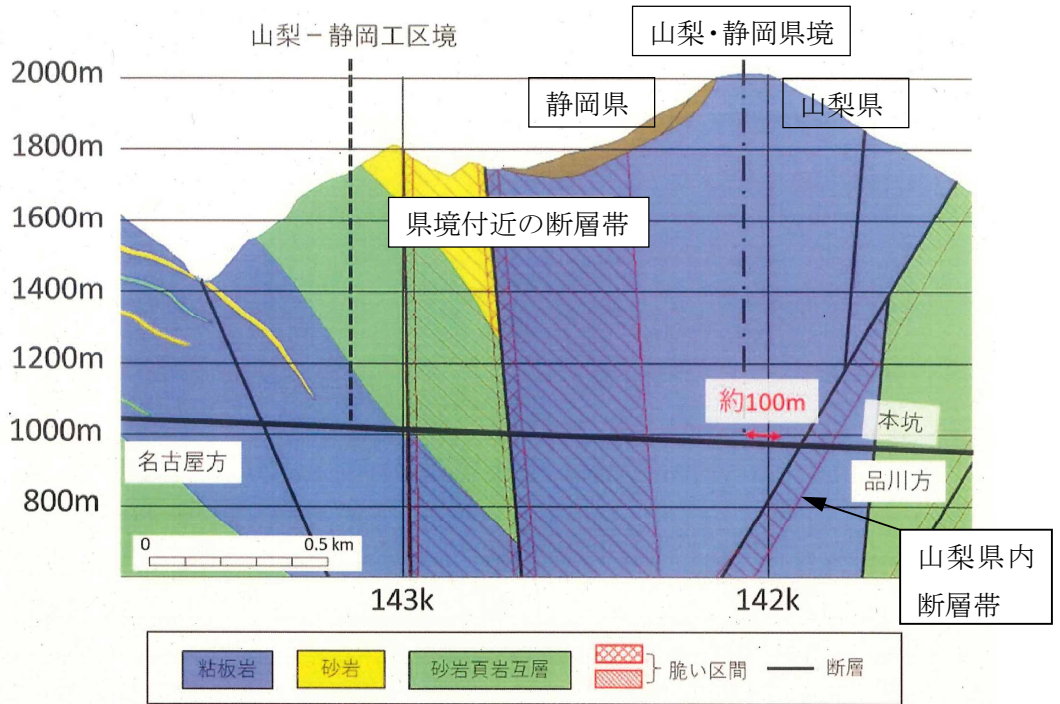


図 県境から約100mの区間付近の地質縦断図
 (第11回地質構造・水資源部会専門部会(1月25日)資料2 図2を基に作成)
 ※令和5年2月20日付J R東海回答文書別紙1に県追記

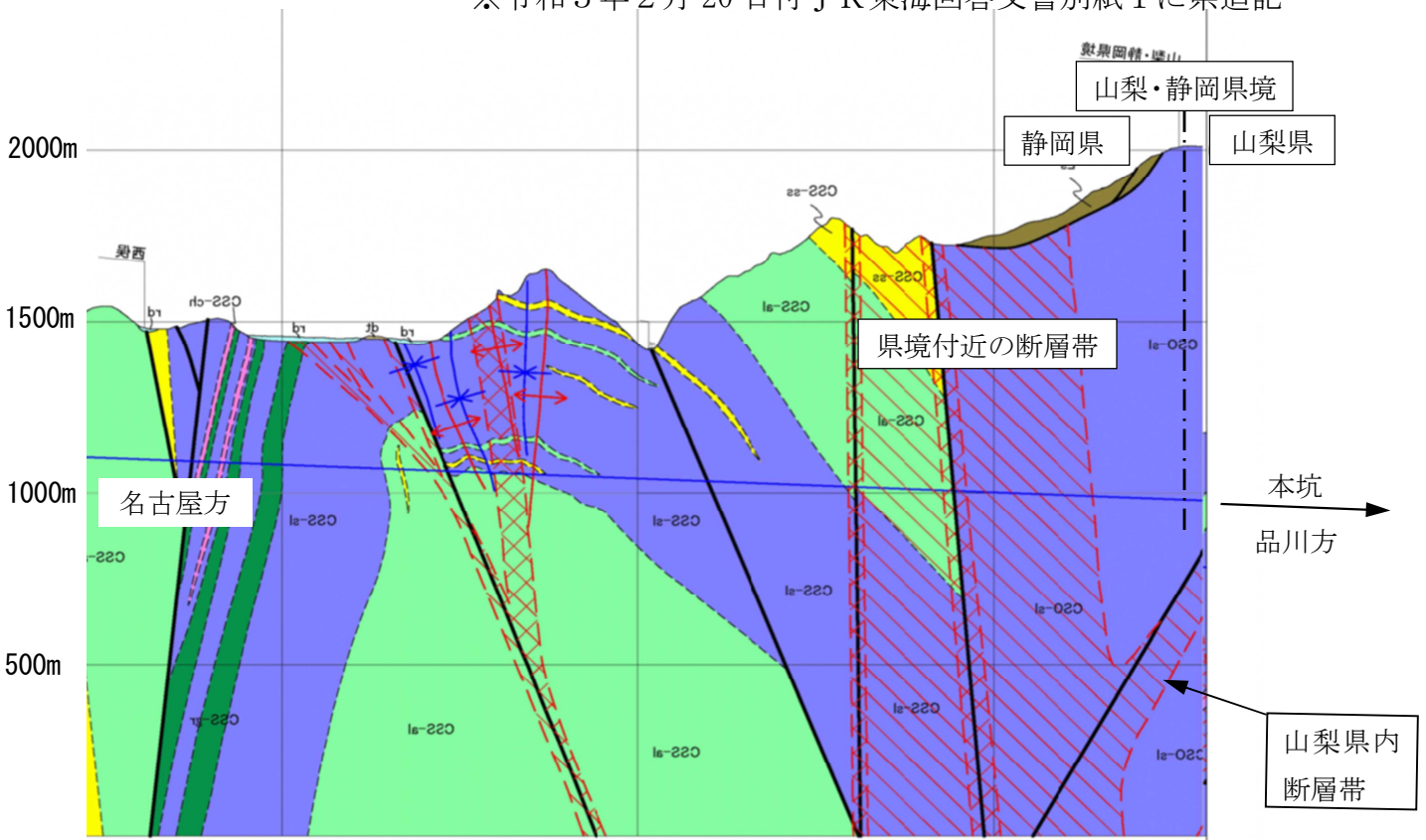


図 地質調査資料(山梨県境付近～長野県県境付近①)
 ※第7回地質構造・水資源専門部会資料4(J R東海作成)を県加工

6) 調査状況の報告

- ・南アルプストンネル山梨工区にて実施する高速長尺先進ボーリングによる調査の状況は、図 18 に示すとおり、山梨県、早川町及び静岡県等に報告します。
- ・調査の着手時に報告を開始します。
- ・基本は、日々のボーリング先端位置及び代表的な地質の状況（試料写真）と孔口湧水量を1週間毎に取り纏め、**山梨県、早川町には山梨西工事事務所より、静岡県等には静岡工事事務所より、翌週中にメール等で報告**します。
- ・管理値を超える湧水が発生した際は、速やかに報告します。
- ・ボーリング先端が県境に到達した際は、その旨を速やかに報告します。
- ・**県境を越えて未調査の約300mについてボーリング調査を進める場合も、報告は同様に行います。**
- ・ボーリングが完了した際には、速やかに報告します。
- ・ボーリング完了後、取得データ、採取した試料及び地質や湧水の評価について取り纏め、報告します。

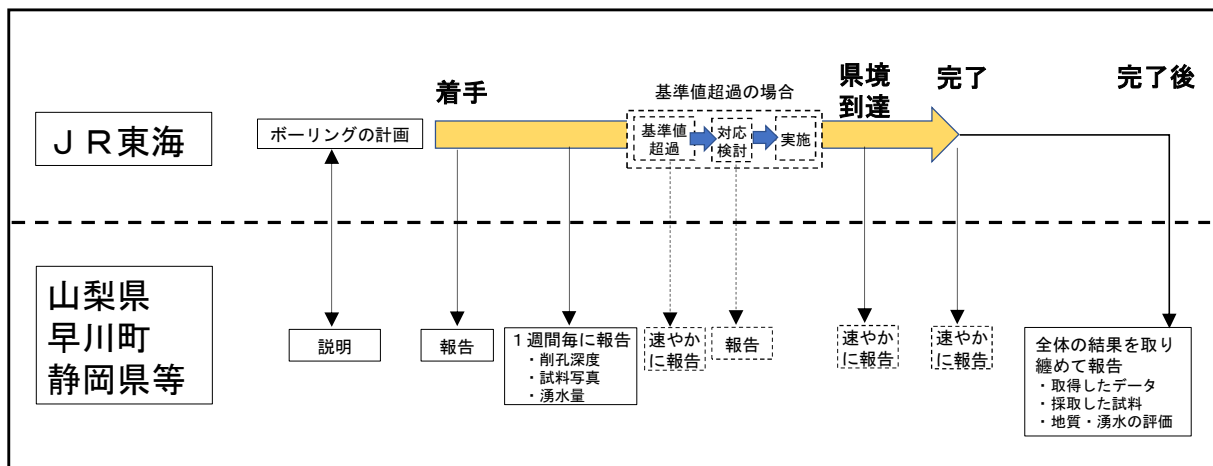


図 18 報告に関する流れ

(写)

令和5年5月11日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 森 貴志

山梨県側から県境付近に向けて実施する高速長尺先進ボーリング
計画について

高速長尺先進ボーリングに伴い、県境付近での静岡県の地下水流出の懸念があることから、令和5年1月31日付け本県中央新幹線対策本部長文書（以下、「本部長文書」という。）において、貴社に対し、速やかに山梨県側へ流出する水の全量の戻し方（流出量測定方法などの具体的な方策を含む）等について対話し本県と合意すること、そして、合意できない場合は削孔を止めることなどを要請しているところです。

そうした中、貴社から、高速長尺先進ボーリングは、令和5年5月2日現在、県境まで583m（孔口から232m）の地点に到達したとの報告がありました。貴社が慎重に削孔する区間として設定した県境から約300m（坑口から500m）の地点までは、残り約270mにまで迫っており、直近（4月24日～26日）の削孔実績（31m／日）を踏まえると、まもなく到達することが見込まれることから、本部長文書で要請した合意に向けた対話を加速する必要があります。

令和5年4月26日に開催した第13回地質構造・水資源専門部会において、貴社は、高速長尺先進ボーリングにより山梨県側へ流出する水について、「①山梨県の地下水なのか、静岡県の地下水なのかを地下深くにおいて実際に確認することは、大変困難な状況です。（資料1-2 48ページ）②新たに静岡県側から山梨県側に水が流出していると判断される場合にはその量を推定して、（中略）水の戻し方や戻す時期について静岡県等と議論を進め、水を戻します。（資料1-2 49ページ）」と説明しました。

貴社の上記説明①について、丸井委員から、「山梨県側の高速長尺先進ボーリングの湧水が静岡県の地下水である根拠を科学的に示す方法」が示され、貴社からは、「やり方も含めて考えていきたい」との発言がありました。

貴社の上記説明②については、大石委員から「（静岡県の湧水が）出てきた時

にきちんと測定し、一定期限内に戻すということの準備がないまま進んでいくことに対し、懸念を示さざるを得ない」との指摘があり、貴社からは、「戻すか戻さないかっていう議論をしっかりとさせていただいた上で、戻さなければなくなった時に戻す方法が決まっていけないという話だと思いますので、そこはここの別の議論かもしれませんが、そこをしっかりと詰めていって、御懸念が払拭できるように努めてまいりたい」との発言がありました。

以上のおり、貴社が県専門部会で説明した内容は、本部長文書における本県の要請に対して十分なものではなく、合意にも至っておりません。

つきましては、詳細な内容について、県専門部会で早期に対話を進めたいと思います。さらに十分な対話を尽くし、内容について本県が合意するまでは、リスク管理の観点から県境から山梨県側へ約 300m までの区間を高速長尺先進ボーリングで削孔しないことを改めて要請いたします。

貴社は、国有識者会議の「大井川水資源問題に関する中間報告」で、双方向のコミュニケーションを十分に行うなど、懸念が払拭されるよう真摯な対応を継続すべきと指導されています。このこと及びリスク管理の重要性を踏まえた上で、対応いただけるよう要請いたします。